

# 新居浜市土地開発公社

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立した。

事務所 一宮町一丁目5番1号  
新居浜市庁舎内 ☎65-1266

設立年月日 昭和48年3月8日

役員 理事 11人 監事 2人

機構

- 事務局長 1人
  - 次長 (1)
  - 総務課 2 (3)
  - 用地課 (10)
  - 事業課 (4)

臨時・非常勤職員含む。( )兼任  
(31.4.1現在)

資産・負債及び資本 (31.3.31現在)

固定資産	出資金 (新居浜市)	10,000,000円
流動資産	代行用地	1,250,211,114円
	現金及び預金	49,716,506円
資産合計		1,309,927,620円
負債	借入金	1,156,964,067円
	未払金	93,247,047円
資本	資本金	10,000,000円
	準備金	49,716,506円
負債・資本合計		1,309,927,620円

# 新居浜港務局

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展した。

明治以降欧米の新技术の導入により、産銅量が飛躍的に増大するとともに機械・肥料工業等の関連産業が成長し、阪神地方との船舶の往来が頻繁になった。港湾施設も漸次整備されたが、入港船舶の増加及び大型化に対処するため昭和8年から住友別子鉱山株式会社により、大規模な築港がなされた。これにより広大な工業用地、防波堤、航路、泊地等が建設され、現在の臨海部コンビナートの基礎が形づくられた。

昭和17年からの第2次築港計画は、戦争の激化のため中断されたが、戦後は、石油化学コンビナートが形成され工業港として成長していった。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には新居浜市を設立母体として港湾管理者・新居浜港務局が設立された。昭和39年に東予地区が新産業都市に指定されたため、多喜浜地区の塩田跡地と公有水面埋立てにより、約200haの工業用地造成が計画された。

これに伴い、昭和41年に新居浜港港湾計画を策定、その後、昭和47年に垣生工業団地造成を計画するとともに、昭和56年に港湾計画を改訂し、東港地区のフェリー岸壁とそれに伴う関連施設が昭和63年3月末に完成、同年4月から阪神間に定期航路が開設された。さらに、平成11年3月には、垣生第3、4岸壁が完成し、新居浜港に対する要請に応じてきた。また、海洋レクリエーション需要の増大に対応するため新居浜マリーナを建設、平成8年4月からハーバー施設などの供用を開始し、平成17年3月末でマリーナの全ての整備を完了した。

現在は、平成11年に改訂された港湾計画に基づき整備を行っており、平成19年には地域の環境保全のための廃棄物処分場の整備を完了した。また、平成25年5月には、大規模地震時に防災機能を構築するための耐震強化岸壁の全面供用を開始した。

事務所 繁本町3番5号  
☎65-1350

設立年月日 昭和28年12月1日

## 1 港湾管理体制

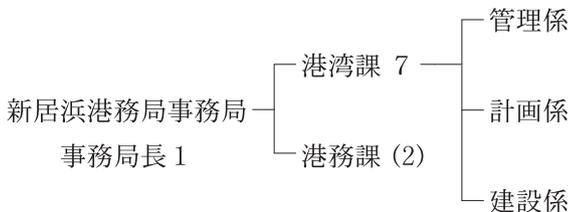
新居浜港は、主として民間企業の手によって開発されたため、昭和28年まで港湾管理者は設立されていなかったが、市と住友金属鉱山株式会社との交渉の結果、昭和28年に港湾管理者として新居浜港務局が設立され現在に至っている。

港務局委員会は委員7人で構成されているとともに、港務局には監事3人をおくこととされている。

委員のうち、2人は新居浜市から、1人は学識経験者から、2人は従前の維持管理者の推薦する者の中から、残りの2人は最大の荷主が推薦する者の中から、また監事1人は市から、1人は愛媛県から、他の1人は従前の維持管理者の推薦する者の中からそれぞれ市長が市議会の同意を得て任命する。

なお、委員会の委員長は、委員の互選で定める。

## 2 機 構



## 3 港湾区域

(昭和44年10月1日 新居浜港務局告示第7号)

御代島三角点(北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒)から0度に引いた線、大島虎崎から270度3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。

ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。

## 4 港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行った。

しかしながら、近年の経済のグローバル化の進展は、外貿物流需要の増大や船舶の大型化・コンテナ化をはじめとした輸送革新をもたらしたことから、新居浜港においても、これらに対応した物流機能のより一層の強化・充実を図ることとあわせて、地域の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模

地震時の防災機能構築等を基本方針として、平成11年8月に改訂した。

### 【新たな施設計画の概要】

#### ・本港地区

岸	壁	水深12m 1バース(延長240m)
泊	地	水深12m 面積10.3ha
防	波	延長300m
ふ	頭	用地 6.0ha
港湾関連用地		3.4ha
交通機能用地		1.2ha
廃棄物処理用地		5.3ha

#### ・東港地区

岸	壁(耐震)	水深7.5m 1バース(延長130m)
岸	壁	水深5.5m 1バース(延長100m)
泊	地	水深7.5m~5.5m 面積10.4ha
ふ	頭	用地 2.7ha

## 5 新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)

近年の海洋レクリエーション需要に対応するとともに、港湾区域内に点在するプレジャーボートを収容する施設として、新居浜マリーナが平成8年4月から供用開始した。

現在、港湾のアメニティー向上を図り、市民と港湾のふれあいの場として広く地域の人々に親しまれるよう、マリーナ背後においてキャンプ場、ふれあい広場等の緑地を提供している。

### 【マリーナの施設概要】

物	揚	場	水深2~3m 延長250m
浮	棧	橋	3基
船	揚	場	延長55m
防	波	堤	延長550m
クラブハウス			1棟
修 理 棟			1棟
艇 庫			1棟
マリーナクレーン			1基(25t/4.8t 2way)

### 【緑地の施設概要】

人 口 海 浜	延長300m	親水護岸	4,591m <sup>2</sup>
キャンプ場	12,309m <sup>2</sup>	駐車場	5,113m <sup>2</sup>
ふれあい広場	3,944m <sup>2</sup>	駐輪場	513m <sup>2</sup>
イベント広場	4,216m <sup>2</sup>	休息緑地	8,393m <sup>2</sup>
多目的広場	24,918m <sup>2</sup>		

・マリーナ使用料

1 保管料

(単位：円、消費税込み)

区分	ヨット又はモーターボート						ディンギーヨット					
	浮 棧 橋 A、B			陸 置 施 設			陸 置 施 設			艇 庫 施 設		
	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額
14 以下							26,740	2,670	210	40,110	4,010	320
15 "	141,900	14,190	1,350	123,400	12,340	1,180	30,850	3,080	250	46,280	4,620	380
16 "	151,400	15,140	1,460	131,600	13,160	1,260	34,970	3,490	280	52,450	5,240	430
17 "	160,800	16,080	1,550	139,800	13,980	1,350	39,080	3,900	310	58,620	5,860	480
18 "	170,300	17,030	1,650	148,100	14,810	1,430	43,200	4,320	350	64,800	6,480	530
19 "	179,700	17,970	1,740	156,300	15,630	1,520	47,310	4,730	380	70,970	7,090	580
20 "	189,200	18,920	1,850	164,500	16,450	1,600	51,420	5,140	420	77,140	7,710	630
21 "	198,700	19,870	1,940	172,800	17,280	1,680						
22 "	208,100	20,810	2,030	181,000	18,100	1,770						
23 "	217,600	21,760	2,130	189,200	18,920	1,860						
24 "	231,500	23,150	2,230	201,300	20,130	1,940						
25 "	246,100	24,610	2,420	213,900	21,390	2,100						
26 "	261,000	26,100	2,520	227,000	22,700	2,200						
27 "	276,500	27,650	2,620	240,400	24,040	2,280						
28 "	292,300	29,230	2,810	254,200	25,420	2,440						
29 "	308,900	30,890	2,920	268,700	26,870	2,540						
30 "	326,100	32,610	3,010	283,500	28,350	2,620						
31 "	343,700	34,370	3,200	298,700	29,870	2,780						
32 "	361,700	36,170	3,300	314,600	31,460	2,860						
33 "	380,400	38,040	3,400	330,900	33,090	2,960						
34 "	400,100	40,010	3,600	347,900	34,790	3,120						
35 "	420,100	42,010	3,690	365,400	36,540	3,200						
36 "	440,600	44,060	3,790	383,200	38,320	3,300						
37 "	462,000	46,200	3,990	401,800	40,180	3,460						
38 "	484,200	48,420	4,080	420,900	42,090	3,540						
39 "	507,000	50,700	4,170	440,800	44,080	3,620						
40 "	524,500	52,450	4,370	462,800	46,280	3,800						
41 "	544,100	54,410	4,470	473,100	47,310	3,880						
42 "	555,900	55,590	4,560	483,400	48,340	3,970						
43 "	579,600	57,960	4,760	503,900	50,390	4,140						
44 "	591,400	59,140	4,860	514,200	51,420	4,220						
45 "	603,200	60,320	4,950	524,500	52,450	4,300						
46 "	626,900	62,690	5,150	545,100	54,510	4,480						
47 "	638,700	63,870	5,240	555,400	55,540	4,560						
48 "	650,500	65,050	5,340	565,700	56,570	4,640						
49 "	674,200	67,420	5,540	586,200	58,620	4,810						
50 "	686,000	68,600	5,630	596,500	59,650	4,900						
50フィートを超える場合	686,000円に50フィートを超える1フィートまでごとに23,700円を加算した額	68,600円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,370円を加算した額	5,630円に50フィートを超える1フィートまでごとに200円を加算した額	596,500円に50フィートを超える1フィートまでごとに20,500円を加算した額	59,650円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,050円を加算した額	4,900円に50フィートを超える1フィートまでごとに170円を加算した額						

モーターボート 23フィート以下			
浮 棧 橋 D		物 揚 場	
年 額	月 額	年 額	月 額
77,000	6,800	56,000	5,000

- 備考 ① 艇長は、船舶検査証書に記載されている艇長とする。ただし、改造等がある場合は、別に定める。
- ② 使用料に定めのない種類の舟艇の使用料は、別に定める。
- ③ ディンギーヨットの場合で学校又は当該学校の児童、生徒等が使用するときは、陸置施設使用料は50%の額とする。
- ④ 浮棧橋D及び物揚場を使用するモーターボートの艇長は、23フィート以下とする。

## 2 研修宿泊関係

### (1) 研修室

(単位：円、消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	会 議 室	中 研 修 室	大 研 修 室 (洋 室)	大 研 修 室 (和 室)
9時から17時まで (1時間につき)	660	750	1,650	750
17時から22時まで (1時間につき)	840	930	2,050	930

注：大研修室(洋室・和室)の半室を使用する場合の使用料は50%の額とする。

### (2) 宿泊室

(単位：円、消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	小 部 屋		大 部 屋	
	中 学 生 以 下	高 校 生 以 上	中 学 生 以 下	高 校 生 以 上
16時から翌日9時まで	2,080	2,770	1,520	2,080

### (3) キャンプ場施設

(単位：円、消費税込み)

使 用 料		
野 外 炉 及 び テ ー ブ ル	1 基 1 回 (5 時 間 以 内)	500
	延 長 1 時 間 に つ き	100
テ ン ト ベ ー ス	1 張 1 回 (24 時 間 以 内)	600

注：野外炉及びテーブルの使用時間は、午前8時から午後9時までとする。

### (4) 多目的広場夜間照明施設

(単位：円、消費税込み)

使 用 料		
全 面 使 用 の 場 合	昼 間 1 時 間 に つ き	400
	夜 間 (照 明 施 設 使 用) 1 時 間 に つ き	2,000
片 面 使 用 の 場 合	昼 間 1 時 間 に つ き	200
	夜 間 (照 明 施 設 使 用) 1 時 間 に つ き	1,000

### (5) イベント広場施設

(単位：円、消費税込み)

使 用 料		
電 気 及 び 水 道 を 使 用 す る 場 合	電 気 代 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	20
	水 道 代 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	200

6 港湾施設 (31.3.31 現在)

(1) 航路 (単位：m)

名称	延長	幅員	水深
第一航路	3,907	180~310	10.0～
第二航路	520	85	4.0
黒島航路	691	50	4.5
多喜浜航路	550	150	7.5
計	5,668	—	—

(2) 泊地及び船だまり (単位：㎡)

水深4.5m未満	128,948
水深4.5m以上7.5m未満	79,500
水深7.5m以上9.0m未満	309,100
水深9.0m以上	829,400
合計	1,346,948

(3) 外郭施設 (単位：m)

管理者名	種類	防波堤	導流堤	防潮堤及び堤防	護岸	廃棄物埋立護岸	その他 (突堤・防砂堤)	計
公 共		1,482	20	179	12,524	790	648	15,643
民間	その他	—	—	2,100	11,773	—	749	14,622
計		1,482	20	2,279	24,297	790	1,397	30,265

(4) 公共けい留施設

岸 壁				物 揚 場		浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深2.0m以下	水深2.1m以上 4.5m未満	水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	延長	延長	バース数	延長
8	670m	3	453m	613m	931m	—	—

(5) 専用大型けい留施設

岸 壁						ド ル フ ィ ン				浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深9.0m以上		水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長
4	257m	1	80m	4	533m	12	502m	1	49m	2	88m

(6) 船舶給水施設 (公共)

名 称	供給能力	供給を受ける 船舶のけい留場所	料 金
船舶自動給水施設	12 t/時間	西 原 岸 壁	1 m <sup>3</sup> ごとに200円
給 水 栓	60 t/時間	多 喜 浜 第 2 岸 壁	〃
〃	100 t/時間	垣 生 第 1 岸 壁	〃
〃	100 t/時間	垣 生 第 2 岸 壁	〃
〃	100 t/時間	垣 生 第 3 岸 壁	〃
〃 (2 施設)	60 t/時間	黒 島 第 1 岸 壁	〃
〃	60 t/時間	黒 島 第 2 岸 壁	〃

## 7 入港船舶

### (1) 年別入港船舶

年	外航		内航		計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
26	345	3,419,976	12,263	7,821,599	12,608	11,241,575
27	325	3,168,616	12,228	7,790,444	12,553	10,959,060
28	254	2,745,770	12,083	7,706,464	12,337	10,452,234
29	248	2,763,222	12,087	7,653,033	12,335	10,416,255
30	263	2,544,675	11,796	7,688,075	12,059	10,232,750

### (2) 階級別入港船舶

(平成30年)

階級	種別	外航		内航		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
5GT以上	500GT未満	1	495	10,345	2,534,182	10,346	2,534,677
500GT以上	1,000GT未満	12	10,555	864	626,256	876	636,811
1,000GT以上	3,000GT未満	150	297,800	348	830,311	498	1,128,111
3,000GT以上	6,000GT未満	3	14,225			3	14,225
6,000GT以上	10,000GT未満	45	363,029	7	47,502	52	410,531
10,000GT以上	30,000GT未満	16	319,430	232	3,649,824	248	3,969,254
30,000GT以上		36	1,539,141			36	1,539,141
	計	263	2,544,675	11,796	7,688,075	12,059	10,232,750

## 8 海上出入貨物

### (1) 年別取扱貨物

(単位: t)

年	外貿			内貿			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
26	447,250	3,257,353	3,704,603	2,891,286	1,008,583	3,899,869	7,604,472
27	371,311	2,795,919	3,167,230	2,834,372	970,224	3,804,596	6,971,826
28	187,684	2,576,465	2,764,149	2,575,575	901,225	3,476,800	6,240,949
29	180,717	2,915,542	3,096,259	3,500,858	1,273,159	4,774,017	7,870,276
30	133,437	2,560,649	2,694,086	3,738,530	2,284,811	6,023,341	8,717,427

(フェリー貨物除く)

## (2) 品種別取扱貨物量

(平成30年・単位:t)

	合計	公 共					専 用				
		計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入
合 計	11,049,747	4,894,008	0	2,732	2,576,820	2,314,456	6,155,739	133,437	2,557,917	2,555,155	909,230
農 水 産 品	麦 米 とうもろこし 豆 類 その他雑穀 野菜・果物 綿 花 その他農産品 羊 毛 その他畜産品 水産品	4,820	4,820		145	4,675					
林 産 品	原 木 製 材 樹 脂 類 木 材 チ ッ プ その他林産品 薪 炭	183	183			183					
鉱 産 品	石 炭 鉱 産 品 金 属 鉱 砂 利 ・ 砂 石 材 原 油 り ん 鉱 石 石 灰 石 原 塩 非 金 属 鉱 物	3,497,927 152,588 35,100 158,242 700	35,100		18,100	17,000	3,497,927 152,588 158,242 700		1,827,616 113,968 91,742	1,664,861 20,820	5,450 17,800 66,500 700
金 属 機 械 工 業 品	鉄 鋼 鋼 材 非 鉄 金 属 金 属 製 品 鉄 道 車 両 完 成 自 動 車 その他輸送用車両 二 輪 自 動 車 自 動 車 部 品 その他輸送機械 産 業 機 械 電 気 機 械 測 量 ・ 光 学 ・ 医 療 用 機 械 事 務 用 機 器 そ の 他 機 械	30,129 182,320 1,357,850 4,671	30,129		2,433	27,696 345,240 4,671	182,320 1,012,610 30	78,843		96,337	7,140

(平成30年・単位:t)

	合計	公 共					専 用					
		計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入	
化学工業品	陶磁器											
	セメント											
	ガラス類											
	窯業品											
	重油	77,412					77,412					77,412
	揮発油	1,950					1,950					1,950
	石油製品	2,370					2,370					2,370
	LNG(液化天然)											
	LPG(液化石油)	47,670					47,670					47,670
工業品	その他石油製品											
	コークス	63,926					63,926					63,926
	石炭製品											
	化学薬品	1,578,141					1,578,141	54,594	498,116	410,919		614,512
	化学肥料	75,175	34,892		2,732	32,160	40,283		26,475	10,008		3,800
染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品	79,451	47,031			38,551	8,480					32,420	
軽工業品	紙・パルプ	3,390	3,390			1,930	1,460					
	糸及び紡績半製品											
	その他繊維工業品											
	砂糖											
	製造食品	977	977			977						
	飲料	1,416	1,416			1,416						
	水	329,002	9,212			9,212						319,790
たばこ												
その他食料工業品												
雑工業品	がん具											
	衣服・身廻品・はきもの											
	文房具・運動娯楽用品											
	家具装備品											
	その他日用品											
	ゴム製品											
特殊品	木製品											
	その他製造工業品											
	金属くず	23,911	23,911			23,911						
	再利用資源											
	動植物性製造飼肥料											
	廃棄物											
廃土砂												
輸送用容器												
取合せ品	1,008,061	1,008,061			704,431	303,630						
分類不能のもの												
フェリー	2,332,320	2,332,320			1,393,445	938,875						

## 9 船舶乗降人員

(単位：人)

年	区分	乗 込	上 陸	計
26		81,620	81,576	163,196
27		77,973	78,051	156,024
28		74,426	74,346	148,772
29		72,640	71,935	144,575
30		69,617	68,296	137,913

## 10 使用料・占用料及び土砂採取料

## (1) 港湾施設使用料

施設名	種 別	使 用 区 分	料 金		
係船岸壁 物揚場 棧橋	港 銭	旅客(13歳以上のもの) 1人1回につき	2.1円		
		旅客(6歳以上13歳未満のもの) 1人1回につき	1		
	係 船 料	船舶総トン数1トンにつき、係留24時間までごとに 不定期旅客船	2.1		
			2,160		
	貨物通過料	1 貨物1トンにつき	1 農水産品	8.6	(8)
			2 林産品	8.6	(8)
			3 鉱産品	16.2	(15)
			4 金属機械工業品	10.8	(10)
			5 化学工業品	10.8	(10)
			6 軽工業品	10.8	(10)
			7 雑工業品	10.8	(10)
			8 その他製造工業品	10.8	(10)
			9 特殊品	8.6	(8)
			10 分類不能のもの	8.6	(8)
2 フェリー貨物である車両1台につき			大型車 長さ 8m以上	81	(75)
			中型車 長さ 5m以上8m未満	54	(50)
	小型車 長さ 5m未満	43.2	(40)		
	二輪車	10.8	(10)		
	自転車	5.4	(5)		
可 動 橋	車両可動橋使用料	係留1回総トン数1トンにつき	1.5	(1.4)	
	旅客可動橋使用料	使用1回につき	756	(700)	
荷さばき地 及び野積場	一 時 使 用 料	舗 装 1日1平方メートル	3.7		
		未舗装 1日1平方メートル	2.7		
荷 役 機 械	荷役機械使用料	ジブクレーン(運転手を除く)30分までごとに	11,580		
船員待合所	一 般 広 告 料	広告用として指定の場所に提出、1平方メートルまでごとに 1月につき	216		
特定使用料	構 造 物 設 置	年1平方メートルごとに	777.6		
給 水 施 設	水 道 料	1立方メートルごとに	200	(186)	
	大 口 水 道 料	(基本料金) 1月につき300立方メートルまで (従量料金) 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	52,457	(48,572)	
第 一 上 屋	一 般 使 用	1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日まで	7.5		
		許可の日から起算して15日を超えるもの	12.9		
旅 客 上 屋	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	540		
		1月1平方メートルまでごとに	1,404		

注：この表の金額の欄の( )書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

## (2) 駐車場使用料及び実績

区 分				使用料 (円)	平成30年度実績	
					台数(台)	金額(円)
定期駐車 以外の駐車	渡海船専用 駐車場	1回		1台につき 210	4,005	841,050
			天候その他やむを得ない理由 により供用時間以外に駐車す るとき。	1,080	0	0
	中須賀 駐車場	1回	基本料金(3時間以内)	54	1,196	140,919
			超過料金(3時間を超え1時 間ごと)	21		
定期駐車	中須賀 駐車場	1月	普通自動車、小型自動車及び 軽自動車(積載を含め長さ5 メートル以下のもの)	2,160	645	1,393,200
			大型自動車	4,320	0	0

## (3) 占用の使用料

工作物等の種類		使用量の単位	使用料の 単価(円)
電柱類の設置 (支線及び支柱を含む)		1月1本につき	75
送電塔		年1m <sup>2</sup> までごとに	650
管線類 の 埋架設	内径が30cm までのもの	1月1m <sup>2</sup> までごとに	20
	内径が30cmを 超えるもの		30
看板		1月表示面積1m <sup>2</sup> までごとに	540
自動販売機の設置		1月1件につき	1,080
その他の工作物の設置		1月1m <sup>2</sup> までごとに	118.8

## (4) 土砂採取料

区 分	単 位	金 額(円)
土 砂	1 m <sup>3</sup> につき	32.4
砂 利	1 m <sup>3</sup> につき	43.2
栗 石	1 m <sup>3</sup> につき	43.2



# 新居浜港港湾計画図

